

4 図面

図面の作成方法です。

4.1 様式及び図面の作成方法

オンラインで提出する場合と書面で提出する場合とに共通する注意点です。

項目又は内容	注 意 点
線の太さ	<ul style="list-style-type: none"> 線の太さは、実線及び破線にあつては約 0.4 mm、切断面を表す平行斜線にあつては約 0.2 mm としてください。 また、鎖線にあつては約 0.2 mm としてください。
図の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 図は、横 150 mm、縦 113 mm を超えて作成（記載）することはできません。
図の表示	<ul style="list-style-type: none"> 図の表示は、その種類に応じ【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】等のように表示し、また、これらの図が参考図である場合は、「【使用状態を表す参考斜視図】」のように、その旨も表示してください。 なお、これらの場合において、複数の図の表示が同一（重複）とならないように注意してください。
立体的な意匠を表す図面	<ul style="list-style-type: none"> 立体的な意匠を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】及び【底面図】など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載してください。
平面的な意匠を表す図面	<ul style="list-style-type: none"> 平面的な意匠を表す図面は、各図同一縮尺により作成した【表面図】及び【裏面図】など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載してください。
記載した図を他の図に代える場合	<ul style="list-style-type: none"> 記載した図を他の図に代える場合は、【意匠の説明】の欄に「○○図は○○図と対称(又は同一)に表れる。」のように記録（記載）してください。 「【書類名】図面」の中で、図の表示を付して、○○図と対称(又は同一)に表れる旨を（記録）記載することはできません。

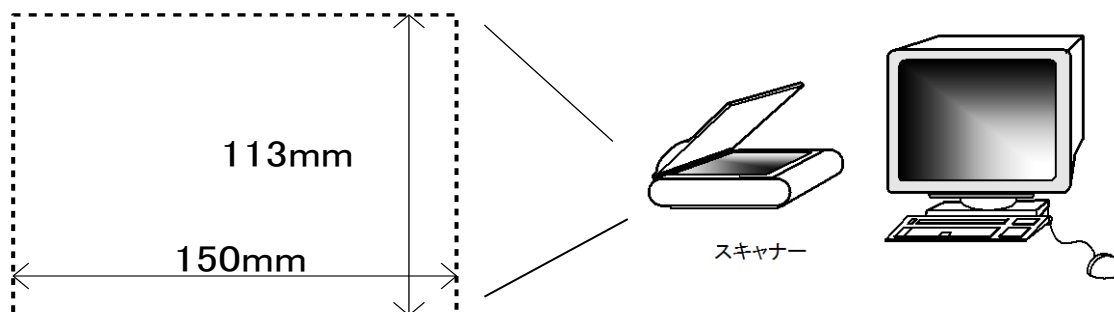
4.2 オンラインで提出するときの注意事項

オンラインで願書とともに送信された図面は、それ自体が原本となり特許庁のファイルに記録されます。

従って、オンラインで提出する場合は、特許庁に送信する電子ファイルに意匠が明確に入力されている必要があります。また、審査、登録公報への掲載及び閲覧等はこの電子原本をもとに行われますので、図面作成及びその電子化には十分注意してください。

説明 4.2.1 具体的な作成方法

- ① 横150mm、縦113mm以内に収まるように作図した図を、各図ごとにスキャナー等を用いて電子化します。この場合、各図の縮尺が同一になるように注意してください。



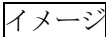
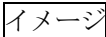
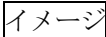
- ② 電子化した図は各図ごとに適当なファイル名をつけて以下の形式で保存します。

図の内容	イメージ形式	解像度
線で描く図	PNG BMP GIF	400dpi mm換算：150×113mm ドット換算：2362×1779ドット
色彩を付した図 濃淡のある図 (薄墨などの明度差のある図) カラー写真、白黒写真	JPEG (フルカラー) (JFIF形式のみ)	200dpi mm換算：150×113mm ドット換算：1181×889ドット

- ③ 保存した各図のファイルを、作成した願書中のイメージファイル挿入位置に「ファイルにリンク」操作で挿入します。

説明 4.2.2 記録項目及び記録内容の注意点

図面をオンラインで提出する場合の注意点は、次のとおりです。

項目又は内容	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> 「図面」の添付方法 	<ul style="list-style-type: none"> 「図面」は願書記録項目に続けて記録します。 まず、【書類名】の欄を設け、「図面」と記録してください。その次に図面を順次記録します。 また、図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて表す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記録してください。 【書類名】 図面 【正面図】  【背面図】  ・ ・（省略） ・ 【書類名】 写真 【使用状態を表す参考図】 
<ul style="list-style-type: none"> 線の太さ、破線の間隔 	<ul style="list-style-type: none"> 線の太さは、原則として、実線及び破線にあつては約 0.4 mm（切断面を表す平行斜線にあつては約 0.2 mm）、鎖線にあつては約 0.2 mm です。電子化したときに線が不鮮明にならないように注意してください。 特に、意匠登録を受けようとする部分以外の部分に用いる破線については、電子化したときに実線と区別がつかなくなるようなことがないように、その間隔に注意してください。
<ul style="list-style-type: none"> 文字（図面中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限 	<ul style="list-style-type: none"> 書類名及び図の表示の文字は、日本産業規格 X0208 号で定められている文字を用いてください。 半角文字並びに「【」、「】」、「▲」、及び「▼」は用いることはできません（欄名及び図の表示の前後に「【」及び「】」を用いるときを除きます。）。 使用できる文字の一覧については、電子出願サポートサイトのコード表を参照してください。

4.3 書面で提出するときの注意事項

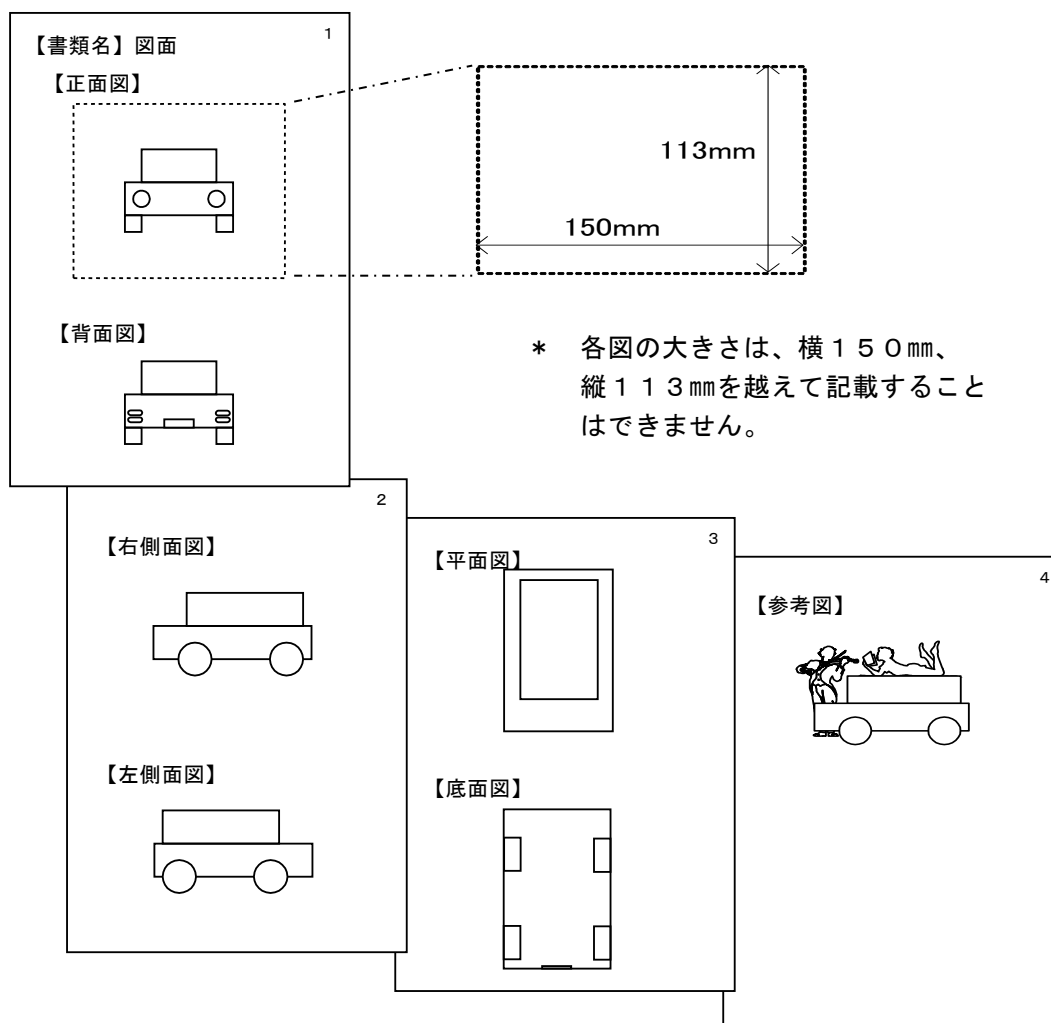
書面で提出された図面は、電子化し特許庁のファイルに記録されます。

審査、登録公報への掲載及び閲覧等はこのファイルに基づき行いますので、提出する図面は電子化を前提として意匠が明確に表されるように作成してください。

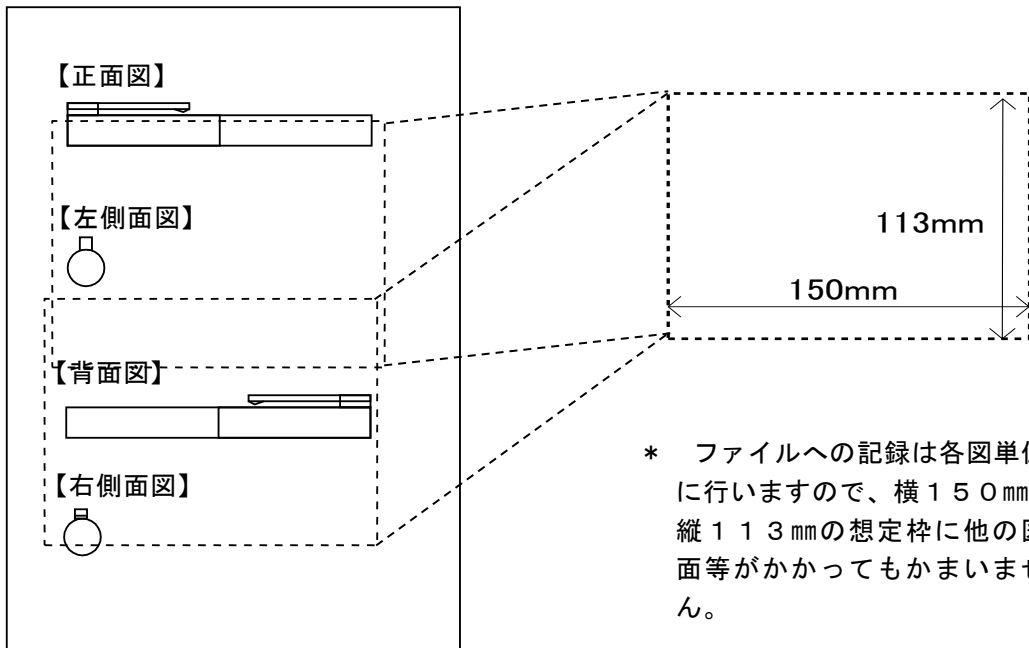
説明 4.3.1 具体的な作成例

以下に、基本的な作成例と、認められない典型的な例を示します。

(基本的な作成例)

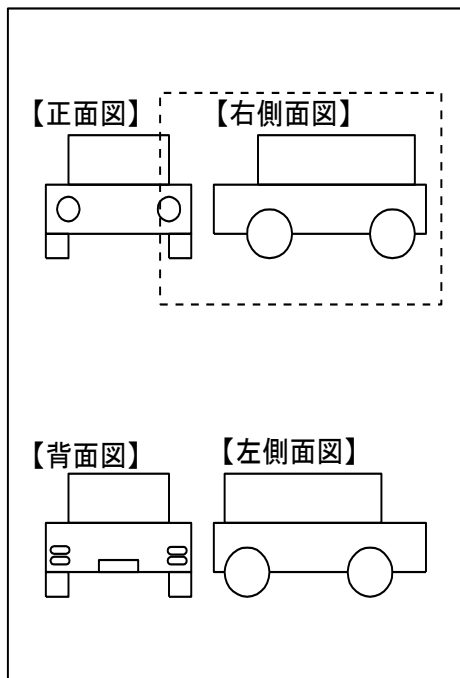


(認められる例)



* ファイルへの記録は各図単位に行いますので、横150mm、縦113mmの想定枠に他の図面等がかかってもかまいません。

(認められない例)



* 図を横に並べて描くことはできません。

必ず、次のように上下に並べてください。

- 【正面図】
- イメージ
- 【背面図】
- イメージ
- ・
- ・

説明 4.3.2 記載項目及び記載内容の注意点

図面を書面で提出するときの注意点は、次のとおりです。

項目又は内容	注意点
用紙の向き	<ul style="list-style-type: none"> 書面で提出する場合、用紙は縦長に用いることに限られます。
線の太さ、破線の間隔	<ul style="list-style-type: none"> 線の太さは、原則として、実線及び破線にあつては約 0.4 mm（切断面を表す平行斜線にあつては約 0.2 mm）、鎖線にあつては約 0.2 mm です。特許庁で電子化することを念頭に、電子化したときに線が不鮮明にならないように注意してください。 特に、意匠登録を受けようとする部分以外の部分に用いる破線については、電子化したときに実線と区別がつかなくなるようなことがないように、その間隔に注意してください。
文字（図面中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限	<ul style="list-style-type: none"> 書類名及び図の表示の文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りよつかつ容易に消すことができないように書いてください。 半角文字並びに「【】」、「】」、「▲」、及び「▼」を用いることはできません（欄名及び図の表示の前後に「【】及び「】」を用いるときを除きます。）。
書面で提出する場合の図の記載制限	<ul style="list-style-type: none"> 一の図は、複数ページにわたつて記載することはできません。 また、図を横に並べて描くことはできません。 <p>→ 「説明 4.3.1 具体的な作成例」 [p.59] の「認められない例」</p>
ページ数の記入	<ul style="list-style-type: none"> 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入してください。
意匠番号の記入	<ul style="list-style-type: none"> 複数意匠一括出願手続の願書に添付する図面を書面で提出する場合、ページの上の余白部分の左端に「意匠○」のように意匠番号を記入してください。